鴨川市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年7月11日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第23号

鴨川市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則 鴨川市税に関する文書の様式を定める規則(平成17年鴨川市規則第48号)の一部を次のように改正する。

別表83の項の次に次のように加える。

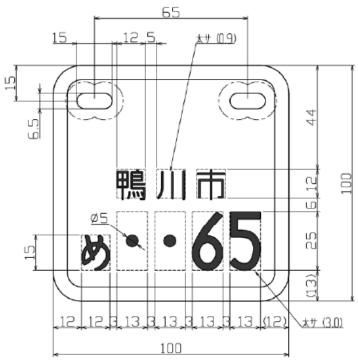
83の2 特定小型原動機付自転車標識

別記第80号様式を次のように改める。

第80号様式

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書 申告の理由									種別									
						新規	変更		原動機	幾付自転車	小型特殊	朱自動車	標識番号	鴨川市				
	令和	口 年	月	日	鴨川市長	. 様	□ 購入 □ 譲受け □ 転入 □ 転入	□ 所有者□ 使用者□ 住所□ 標識番号] 第一種 特定] 第二種 乙(0	L又は 0.6kW 以下) E原付(0.6kW 以下) 0.09L又は 0.8kW 以下)	□ 農耕□ そのf		納税義務 発生年月日	令和	年	月	日
	つぎの	とおり申告	(報告	f)及び申				□ 棕越番号 □ その他 ()] 第二種 甲(0] ミニカー).125L又は 1.0kW 以下)			旧標識番号				
		住 所 又は	〒							戸	所有形態 1. 自己所有 2 5. その他()				•
	所_	所在地								主たる定置場		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ()						
	所有者	(フリガナ) 氏 名)内は旧主たる 置場所在の	2.				()
納税(由		ス ス は 名 称								市町村名を記入					,			
告		生年月日		明・大・昭・		月	電話番号			車名			型式及び年式			原動機の型式番号		
納税(申告•報告)義務者		住 所 又は 所在地	=											型 大尹				
務耂	- 一	// 11.20									車台番号		型式認	忍定番号	総排気	「量」	は定格は	出力
13	使用者	氏 名 又は																cc kW
		名 称								長さ			幅			最高速度		
		生年月日		·大·昭·平		月 月	日電話者	番号										ĸm∕h
		住 所 又は	〒					-			cm	n						
l ,	a	所在地								表 明	上記 口原動機1 たことを証明します		化原刊 を除	、、,)•口符疋原刊•				
Ŀ	届 出 者	(フリガナ) 氏 名								譲販	住所又は所在	地			令和	年	月	目
		又は名 称電話番号									氏名又は名称							
俳	青考		1						書	電話番号	電話番号							
								認本欄人確	□ 運転免許証・在留カード・個人番号カード・パスポート □ 健康保険証・身分証 その他(① ②)									

別記第83号様式の次に次の1様式を加える。 第83号様式の2



別記第88号様式を次のように改める。

第88号様式 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 申告の理由 種別 (原動機付自転車・小型特殊自動車) 廃車 原動機付自転車 小型特殊自動車 □ 廃棄 □ 農耕作業用 □ 第一種(0.05L又は 0.6kW 以下) 令和 年 月 日 □ 譲渡 □ 第一種 特定原付(0.6kW 以下) □ その他 標識番号 □ 転出 ■ 第二種 Z(0.09L又は 0.8kW 以下) 鴨川市長 様 □ 盗難・紛失 ■ 第二種 甲(0.125L又は1.0kW以下) 令和 年 月 日 廃車年月日 □ その他 □ ミニカー つぎのとおり申告及び標識の返納をします。 1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 住 所 主たる定置場 又は 2. 所在地 車名 型式及び年式 原動機の型式番号 (フリガナ) 納税(申告•報告)義務者 氏 名 又は 名 称 車台番号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 電話番号 明·大·昭·平·令 年 月 生年月日 住所 cc又は kW 所在地 使用者 長さ 幅 最高速度 (フリガナ) 氏 名 又は km/h 名 称 cm標識返納がない場合、その理由 電話番号 標識返納の有無 生年月日 明•大•昭•平•令 年 月 日 イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他(1. 有 住所 「具体的に: 2. 無 又は 所在地 令和 年 月 日 届出年月日 被害年月日 令和 年 月 日 (フリガナ) 田 盗難届 氏 名 届出警察署 又は H 名 称 受理番号 電話番号 本人確認欄 □ ナンバー弁償金 200 円 済 □ 運転免許証・在留カード・個人番号カード・パスポート □ 健康保険証・身分証 その他(①

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)